

## 佐世保市と西南学院大学との包括的連携に関する協定書

佐世保市(以下「甲」という。)と西南学院大学(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 甲と乙は、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上と地域社会の振興に寄与することを目的として、この協定を締結する。

## (連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育と研究に関する事項
- (2) 子育て支援に関する事項
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と両者が認める事項

## (連携の推進)

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るために、必要に応じ個別の覚書を締結するものとする。なお、甲乙それぞれが連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて連絡協議会を設置するものとする。

## (協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による意思表示がない場合は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## (その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年5月30日

甲 佐世保市長

乙 西南学院大学学長

朝長 剛



Karen J. Schaffner

